

第 4 8 号議案

国民健康保険事業の取扱いについて

国民健康保険事業の取扱いについて、別紙のとおり承認を求める。

平成 1 5 年 1 2 月 6 日提出

久留米広域合併協議会会長 江 藤 守 國

(別紙)

協定項目番号	35	協定項目名	国民健康保険事業の取扱い
<b>調 整 内 容</b>			
<p>国民健康保険事業については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(1) 保険料の賦課について 賦課形態は保険料とする。ただし、合併年度は現行どおりの保険税または保険料とする。 保険料については、当面現行どおりとし、平成22年度の統一に向けて不均一賦課を採用し、必要な改定を行う。 賦課方式については、平成22年度より医療保険分3方式(所得割・均等割・平等割)、介護保険分2方式(所得割・均等割)とする。</p> <p>(2) 保険料の納期について 保険料の納期については、久留米市及び北野町の例により10期とする。</p> <p>(3) 被保険者証について 被保険者証については、被保険者ごとの個人単位とする。</p> <p>(4) 無受診者表彰について 無受診者表彰については、現行どおりとし、新市になって実施の可否を検討する。</p> <p>(5) はり灸助成について はり灸助成については、被保険者を対象に、はり灸及びあん摩マッサージの利用について、年間60回を限度に助成を行う。</p>			